平成２９年（フ）第５１６２号
大阪府門真市小路町１番28―303号
債務者　戎崎須美子
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１６４号
大阪府豊中市立花町３丁目12番51―501号
債務者　樋口　孝代
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１６５号
大阪府大東市諸福８丁目１番16号　アイズシティ303号
債務者　徳　美登里（旧姓岳）
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１６９号
大阪市港区築港３丁目７番３―501号
債務者　伊藤　久美
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１７３号
大阪市東淀川区大道南１丁目13番13号　パークサイドハイツＢ棟　102号
債務者　越智　道彦
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１７５号
大阪市淀川区加島３丁目１番33号　広美ハイツ　201号
債務者　古池　　純
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６１号
兵庫県小野市天神町80番地の765
債務者　藤本豊美子
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第２８８号
奈良市肘塚町149番地の20
債務者　野崎　祥一
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２９８号
奈良市南京終町49番地の２　宮本方
債務者　前川　清美
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３０１号
奈良県大和郡山市長安寺町５番地３マンションユニティ33号、住民票上の住所奈良県大和郡山市馬司町144番地11　善紀ハイツ201号
債務者　高村　聡次
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３２３号
奈良県生駒市中菜畑２丁目1140番地10
債務者　林　　浩一
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２１４号
香川県高松市木太町3198番地１　フォブール山地101号
債務者　山西理惠子
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２５５号
香川県高松市国分寺町新居1591番地３　コーポ中西102号室
債務者　井上　伸二
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２６３号
香川県高松市木太町5075番地７
債務者　中村　勇夫
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１９号
長崎県南松浦郡新上五島町有福郷251番地３
債務者　寺脇　龍磨
1　決定年月日時　平成29年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２９年（フ）第４２２号
（住民票上の住所）福岡県筑後市大字久富102番地　エルミタージュⅡ202号
債務者　金子　沙織（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第９２号
山口県宇部市川添１丁目１―33　レオパレス川添107、住民票上の住所山口県周南市岡田町９番38号
債務者　神杉健太郎
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
山口地方裁判所宇部支部